

| | | |
|------------------|---------------------|---|
| 対象木材 | 輸出国・地域 | 中華人民共和国 |
| | 製品名 | 各種集成材ボード/各種家具部材/各種住宅部材 |
| | 輸出者名 | 天津嘉成木業有限公司 中華人民共和国 天津市北辰経済経済開発区双辰西路7号 |
| | 輸入の概要 | ラジアタ松系商品 8000m3/年、ビーチ系商品 800m3/年 ゴムの木系商品 6000m3/年、ユーカリ系商品 800m3/年、 SPF系商品 2000m3/年 |
| | 利用先 | 住宅建具/内装材/家具、DIY商品、学校関連木製品(学童机など) |
| | 利用している制度の名称 | 木材表示推進協議会 合法木材供給事業者認定書(FIPC) |
| | 対象地域 | 日本全国 |
| 証明制度の概要 | 証明書の発行母体 | 木材表示推進協議会 事務局 |
| | 名称 | 木材表示推進協議会 |
| | 所在地 | 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F 全木連内 |
| | 連絡方法 | 03-3580-3215 |
| | 発行手続きの概要 | FIPC事務局からの要請の合法性を証明するための各種Data/資料/書類を用意し、提出する。例えば... 1. 木材製品の原材料調達管理(サプライヤーの合法性証明書の有無と期限の確認)、 2. 原材料の分別取扱い管理(100%合法性証明書のあるもの、ないものは購買しない)、 3. 樹種・原産地の確認証明(第三者証明(木材辞典、木材専門書、大学教授の発行資料)) 4. 生産管理(工程表など)、品質管理・在庫管理棟のついて内部規程(認定を受けているJAS、ISO14000の基準・規定も含む)など これらを、FIPC事務局に提出し、委員会で審査し、その結果会員としての資格を認定される。原材料については、当社の場合、下記合法認証されているもののみを購買している。 ラジアタ松 ニュージーランド Pan Pac Forest ProductsLtd. (FSC-CoC)、 ビーチ ドイツ Holzindustrie Templin GmbH (PEFC-CoC)、 ゴムの木 タイ政府発行証明書(工業振興局/開発部家具及び複合産業課)付、 ユーカリ オーストラリア Vic Forests (AFC 認証) SPF カナダ Canadian Forest Products Ltd. (SFMS 認証) 信頼性のある第三者の認証機関・行政機関の手続きを踏んで合法性の確認をしている。審査の際には、上記の各関連書類を一式(樹種確認、合法性確認)を提出している。 また、FIPC事務局から許可をもらった認証ラベルは、発行したラベル発行数量を管理し明確にして定期的にFIPC事務局に報告。 制度の証明は合法性のみ。 |
| 伐採時点の合法性を確認する仕組み | 合法性の定義 | 製材工場が、第三者機関発行の有効な合法を証明する書類を有している事。例 FSC/PEFC/政府機関の発行など |
| | 関連する法令 | 各民間認証機関の定義する合法性に関する規定と各国の政府機関の定める法令、想定しているあり得べき違法行為の内容 |
| | | 当社は、製材工場より製材を購入するため、製材工場が合法性の書類を偽造されれば手の打ちようがない、従い、倫理観のしっかりとした経営者の合法性を認証された製材工場のみと取引している。定期的な取引先の訪問して常に合法性を確認している。 |
| | | 合法性を確認する文書、その保管・確認手法 FSC/PEFC-CoCの書類、政府機関の発行の書類、必ずコピーを保管している。年数回現地の業者を訪問し、オリジナルの書類などを確認している。 |
| | | 第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み FSC/PEFC-CoCの書類、政府機関の発行の書類、必ずコピーを保管している。年数回現地の業者を訪問し、オリジナルの書類などを確認している。 |
| | | |
| 持続可能性を確認する仕組み | 持続可能性の定義 | |
| | | 持続可能性を確認する文書、その保管・確認手法 |
| | | 第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み |
| | | |
| 分別管理の仕組み | 伐採から輸出までの取引の実態 | 伐採に関しては、製材供給者が管理しているものと前提にしている。認証のある製材工場からしか、製材を購入しておらず、生産で認証のない材を使う事はない。 |
| | 分別管理を確保する手法 | 合法性の認証のある製材しか使用していない、認証のもっていない製材工場からは買わない事が管理である。 |
| | | 第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み |
| | | FIPCの審査を受け合法性を認めて頂いている。 合法性とは関連はないが、ISO14001とJAS認証を受けている。 |
| | | |
| 将来の課題と展望 | システムに対する批判および問題点の認識 | 海外企業にとっては、日本の事務局とのコミュニケーションが難。また、当社の加入しているFIPCの認知度は、FSC/PEFCに比べ低い。 |
| | | 改善の手続き |
| | | |

| | |
|-------------|---|
| | 当社の日本語可能スタッフの能力 Up と新規顧客への FIPC の啓蒙活動。 |
| | 今後の展望 |
| | 合法性の FIPC 製品の PR 拡販 |
| 参考 記述責任者 | http://www.jiachengtimmer.com/englishweb/about.asp Ms. Wang Xiao Dong - Marketing Department Tel : +86-22-26978888 / Fax : +86-22-26970888 E-mail : wangxiaodong@jiachengtimmer.com |